

社会福祉法人高原町社会福祉協議会の会長、役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人高原町社会福祉協議会の役員等の報酬に関する規程に基づき会長、役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(会長の報酬の額)

第2条 会長に対する報酬の月額は、50,000円とし、予算の範囲内で支給する。

(会長の勤務)

第3条 会長の勤務は週に2回以内とし、月8回以内の勤務とする。

2 前項以外の勤務については、第4条の規定を適用する。

(会長、役員等の報酬の額)

第4条 会長及び役員等の理事・評議員会以外の出席については、以下のように定める。

(1) 拘束時間が4時間を超える場合には、5,600円の報酬を支給する。

(2) 拘束時間が4時間未満の場合には、2,800円の報酬を支給する。

(3) 前2号並びに第3号の拘束時間は、自宅から会場場所までの往復の時間を含むものとする。

(会長、役員等の費用弁償の額)

第5条 会長、役員等の理事会、評議員会以外の出席における費用弁償については、社会福祉法人高原町社会福祉協議会職員旅費支給規程を準用する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、平成29年6月23日から適用する。